

■「こどもみらい住宅支援事業の内容について」の変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2022.12.16	1,2	<p>こどもエコすまい支援事業の内容について (令和4年11月8日時点)</p> <p>※ 資料は令和4年11月8日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>こどもエコすまい支援事業の内容について (令和4年12月16日時点)</p> <p>※ 資料は令和4年12月16日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>
2022.12.16	2	<p>※1 子育て世帯とは、申請時点において、子(令和4年4月1日時点で18歳未満。すなわち平成16(2004)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。 ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち昭和57(1982)年4月2日以降出生)の世帯。</p>	<p>※1 子育て世帯とは、申請時点において、子(令和4年4月1日時点で18歳未満(平成16(2004)年4月2日以降出生)(令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点で18歳未満(平成15(2003)年4月2日以降出生))の子)を有する世帯。 ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和57(1982)年4月2日以降出生)(令和5年3月末までに工事着手を行うものについては、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(昭和56(1981)年4月2日以降出生))の世帯。</p>
2022.12.16	3	<p>(1)注文住宅の新築 以下の期間内に契約及び着工を行うものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りします。 ※1 補助額以上の工事の完了とします。</p> <p>① 工事請負契約 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)から令和5年12月31日までに工事請負契約(変更契約を除く)を締結したものを対象とします。</p> <p>② 建築着工 別途定める事業者登録※1の後※2、令和5年12月31日までに建築工事に着工※3※4するものを対象とします。 ※1 「IV. 申請方法等」参照 ※2 事業者登録申請日以降であること ※3 工事請負契約後に行われる工事であること ※4 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手</p>	<p>(1)注文住宅の新築 以下の期間内に基礎工事より以降の工程の工事に着手する着工を行うものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りします。 ※1 補助額以上の工事の完了とします。</p> <p>○ 基礎工事より後の工程の工事への着手 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)から別途定める事業者登録※1の後※2、令和5年12月31日までに基礎工事より以降の工程の工事に着手するものを対象とします。</p> <p>※ 工事請負契約後に行われる工事であること</p>
2022.12.16	3	<p>(2)新築分譲住宅の購入 以下の期間内に契約及び着工を行うものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りします。 ※1 補助額以上の工事の完了とします。</p> <p>① 建築着工 別途定める事業者登録※1の後※2、令和5年12月31日までに建築工事に着工※3するものを対象とします。 ※1 「IV. 申請方法等」参照 ※2 事業者登録申請日以降であること ※3 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手</p> <p>② 売買契約 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)から令和5年12月31日までに売買契約を締結したものを対象とします。</p>	<p>(2)新築分譲住宅の購入 以下の期間内に基礎工事より後の工程の工事に着手するものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高※1に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りします。 ※1 補助額以上の工事の完了とします。</p> <p>○ 基礎工事より後の工程の工事への着手 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)から令和5年12月31日までに基礎工事より後の工程の工事への着手するものを対象とします。</p>
2022.12.16	3	<p>(3)リフォーム 以下の期間内に契約及び工事を行うものを対象とします。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限りします。</p> <p>① 工事請負契約 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)から令和5年12月31日までに工事請負契約(変更契約を除く)を締結したものを対象とします。</p> <p>② 工事の実施 別途定める事業者登録※1の後※2に工事に着工※3し、令和5年12月31日までに工事が完成するものを対象とします。 ※1 「IV. 申請方法等」参照 ※2 事業者登録申請日以降であること</p>	<p>(3)リフォーム 以下の期間内に工事を行うものを対象とします。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限りします。</p> <p>○ 工事の実施 令和4年11月8日(令和4年度補正予算(第2号)案閣議決定日)から工事に着手※3し、令和5年12月31日までに工事が完成するものを対象とします。 ※ 工事請負契約後に行われる工事であること</p>

2022.12.16	13	<p>1. 事業の全体像</p> <p>本事業は、新築住宅の建築事業者または販売事業者、およびリフォーム工事の工事施工業者（以下、「住宅事業者」という。）が、新築住宅の建築主または購入者（以下、「住宅取得者」という。）およびリフォーム工事の発注者（以下、「工事発注者」。住宅取得者と併せて「住宅取得者等」という。）の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請および交付を受けるものです。ただし、交付された補助金は住宅取得者等に還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予め両者で同意を行うものとします。</p> <p>なお、住宅事業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、事業者登録を申請した後に着工する建築工事またはリフォーム工事を補助の対象とします。</p> <p>※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録を申請した後に対象住宅の着工が可能となる。契約は事業者登録の前でも可。  ※2 補助額以上の出来高がある場合に交付申請が可能。  ※3 リフォームについては完成・引渡し後に交付申請を行うこととする。</p>	<p>1. 事業の全体像</p> <p>本事業は、新築住宅の建築事業者または販売事業者、およびリフォーム工事の工事施工業者（以下、「住宅事業者」という。）が、新築住宅の建築主または購入者（以下、「住宅取得者」という。）およびリフォーム工事の発注者（以下、「工事発注者」。住宅取得者と併せて「住宅取得者等」という。）の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請および交付を受けるものです。ただし、交付された補助金は住宅取得者等に還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予め両者で同意を行うものとします。</p> <p>なお、住宅事業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、<b>事業者登録後に交付申請する建築工事またはリフォーム工事を補助の対象とします。</b></p> <p>※1 <b>事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に交付申請が可能となる。契約・着工は事業者登録の前でも可。</b>  ※2 補助額以上の出来高がある場合に交付申請が可能。  ※3 リフォームについては完成・引渡し後に交付申請を行うこととする。</p>
2022.12.16	14	<p>3. 事業者登録</p> <p>期間：令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）  今後選定される事務局ホームページにおいて登録を受け付けます。</p> <p>※ 事業者登録申請日以降、着工したものでなければ補助対象となりません。  ※ 登録した事業者のうち希望する者については、今後選定される事務局のホームページ上で情報を公開します。</p>	<p>3. 事業者登録</p> <p>期間：令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）  <b>今後事務局ホームページにおいて登録を受け付けます。</b></p> <p>※ <b>登録した事業者のうち希望する者については、今後事務局のホームページ上で情報を公開します。</b></p>
2022.12.16	14	<p>なお、令和3年度補正予算に基づく「こどもみらい住宅支援事業」において事業者登録を受けている者については、所定の手続きにより反対の意思表示がなされた場合を除き、本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、「本事業の事務局開設日（R4.12月中旬予定）（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日）」以降に着工したものが補助対象となります。（令和4年度補正予算（第2号）案の閣議決定日（R4.11.8）以降に契約を締結したものに限り。また、交付申請を行うためには、本事業の事務局が選定された後、所定の手続きに従い、上記に定める書類の提出が必要となります。）</p>	<p>なお、令和3年度補正予算に基づく「こどもみらい住宅支援事業」において事業者登録を受けている者については、所定の手続きにより反対の意思表示がなされた場合を除き、<b>本事業の事業者登録の希望を有することを表明したものとみなし、通常よりも簡易に登録が可能となる予定です。（交付申請を行うためには、今後事務局が定める手続きに従い、本事業への事業者登録が必要となります。）</b></p>
2022.12.16	17	<p>V. 提出書類</p> <p>提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。  必要書類や提出方法は、今後選定される事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認ください。</p>	<p>V. 提出書類</p> <p>提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。  <b>必要書類や提出方法は、今後事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認ください。</b></p>
2022.12.16	18(17)	<p>3. 提出先</p> <p>書類の提出を含めた申請手続きは、今後選定される事務局に対して、申請者がオンラインで行うものとします。詳細については、今後選定される事務局が公表する予定のマニュアルをご確認ください。</p>	<p>3. 提出先</p> <p>書類の提出を含めた申請手続きは、事務局に対して、<b>申請者がオンラインで行うものとします。詳細については、今後事務局が公表する予定のマニュアルをご確認ください。</b></p>

2022.12.16	19	<p>VI. 問い合わせ先 今後選定される事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。</p> <p>こどもエコすまいる支援事業 お問合せ窓口 電話番号 03-6704-5537 ※通話料がかかります 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>VII. 今後の予定 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和4年12月中旬~遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・事業者登録 : 令和5年1月中旬~遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・予約提出期間 : 令和5年3月下旬~遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・交付申請期間 : 令和5年3月下旬~遅くとも令和5年12月31日(予定)※2</p> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。</p> <p>本資料は令和4年11月8日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>VI. 問い合わせ先 今後、事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。</p> <p>こどもエコすまいる支援事業 お問合せ窓口 電話番号 03-6704-5537 ※通話料がかかります 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>VII. 今後の予定 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和4年12月27日~遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・事業者登録 : 令和5年1月中旬~遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・予約提出期間 : 令和5年3月下旬~遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・交付申請期間 : 令和5年3月下旬~遅くとも令和5年12月31日(予定)※2</p> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。</p> <p>本資料は令和4年12月16日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>
------------	----	---	---

2022.12.16	21	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象<sup>a</sup></th> <th rowspan="2">建て方<sup>b</sup></th> <th colspan="5">地域区分ごとの熱貫流率の基準値<sup>※1</sup> (W/m<sup>2</sup>・K)</th> </tr> <tr> <th>1~2地域<sup>c</sup></th> <th>3地域<sup>c</sup></th> <th>4地域<sup>c</sup></th> <th>5~7地域<sup>c</sup></th> <th>8地域<sup>c</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓およびドア<sup>d</sup></td> <td>戸建<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="2">0.52<sup>e</sup></td> </tr> <tr> <td>共同<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス<sup>f</sup></td> <td>戸建<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="2">0.65<sup>e</sup></td> </tr> <tr> <td>共同<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対象 <sup>a</sup>	建て方 <sup>b</sup>	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 <sup>※1</sup> (W/m <sup>2</sup> ・K)					1~2地域 <sup>c</sup>	3地域 <sup>c</sup>	4地域 <sup>c</sup>	5~7地域 <sup>c</sup>	8地域 <sup>c</sup>	窓およびドア <sup>d</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.52 <sup>e</sup>	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-	ガラス <sup>f</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.65 <sup>e</sup>	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象<sup>a</sup></th> <th rowspan="2">建て方<sup>b</sup></th> <th colspan="5">地域区分ごとの日射取得率の基準値<sup>※1</sup> (W/m<sup>2</sup>・K)</th> </tr> <tr> <th>1~2地域<sup>c</sup></th> <th>3地域<sup>c</sup></th> <th>4地域<sup>c</sup></th> <th>5~7地域<sup>c</sup></th> <th>8地域<sup>c</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窓およびドア<sup>d</sup></td> <td>戸建<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="2">0.52<sup>e</sup></td> </tr> <tr> <td>共同<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス<sup>f</sup></td> <td>戸建<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="2">0.65<sup>e</sup></td> </tr> <tr> <td>共同<sup>e</sup></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対象 <sup>a</sup>	建て方 <sup>b</sup>	地域区分ごとの日射取得率の基準値 <sup>※1</sup> (W/m <sup>2</sup> ・K)					1~2地域 <sup>c</sup>	3地域 <sup>c</sup>	4地域 <sup>c</sup>	5~7地域 <sup>c</sup>	8地域 <sup>c</sup>	窓およびドア <sup>d</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.52 <sup>e</sup>	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-	ガラス <sup>f</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.65 <sup>e</sup>	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-
対象 <sup>a</sup>	建て方 <sup>b</sup>	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 <sup>※1</sup> (W/m <sup>2</sup> ・K)																																																																									
		1~2地域 <sup>c</sup>	3地域 <sup>c</sup>	4地域 <sup>c</sup>	5~7地域 <sup>c</sup>	8地域 <sup>c</sup>																																																																					
窓およびドア <sup>d</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.52 <sup>e</sup>																																																																					
	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-																																																																						
ガラス <sup>f</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.65 <sup>e</sup>																																																																					
	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-																																																																						
対象 <sup>a</sup>	建て方 <sup>b</sup>	地域区分ごとの日射取得率の基準値 <sup>※1</sup> (W/m <sup>2</sup> ・K)																																																																									
		1~2地域 <sup>c</sup>	3地域 <sup>c</sup>	4地域 <sup>c</sup>	5~7地域 <sup>c</sup>	8地域 <sup>c</sup>																																																																					
窓およびドア <sup>d</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.52 <sup>e</sup>																																																																					
	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-																																																																						
ガラス <sup>f</sup>	戸建 <sup>e</sup>	-	-	-	-	0.65 <sup>e</sup>																																																																					
	共同 <sup>e</sup>	-	-	-	-																																																																						

2022.12.16	21	<p>※1 JIS A 5901で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b※2)、KT-N(1種b※2)については、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b※2)、KT-N(3種b※2)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。</p> <p>※2 JIS A 9521で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。</p>	<p>※1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b※2)、KT-N(1種b※2)については、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b※2)、KT-N(3種b※2)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。</p> <p>※2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。</p>
------------	----	---	---

2022.12.16	23	<p>エコ住宅設備の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽熱利用システム</td> <td>強制循環式のもので、JIS A4113に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽集熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掃除しやすい機能を有するもの以外、 掃除しやすい機能を有するもの。</td> <td>JIS A5207:2011に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「洗浄弁式排水II形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式排水II形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II形大便器」と同等以上の性能を有すること。 上記の排水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすこと。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内除菌<sup>※1</sup>する機能を備えていること。</td> </tr> <tr> <td>高断熱浴槽</td> <td>JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」は同等以上の性能を有すること。</td> </tr> <tr> <td>電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)</td> <td>JIS C9220に基づく年間給湯保効率率、又は年間給湯効率率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。</td> </tr> <tr> <td>蓄熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)</td> <td>給湯機器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>蓄熱回収型石油給湯器(エコフィール)</td> <td>油圧式温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>ヒートポンプ/ガス暖房併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)</td> <td>熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率率(JGKAS A705)が102%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>節湯水性</td> <td>JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有すること。</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアティブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。</p>	対象設備	基準	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4113に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽集熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)	掃除しやすい機能を有するもの以外、 掃除しやすい機能を有するもの。	JIS A5207:2011に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「洗浄弁式排水II形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式排水II形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II形大便器」と同等以上の性能を有すること。 上記の排水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすこと。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内除菌 <sup>※1</sup> する機能を備えていること。	高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」は同等以上の性能を有すること。	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	JIS C9220に基づく年間給湯保効率率、又は年間給湯効率率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。	蓄熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	給湯機器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。	蓄熱回収型石油給湯器(エコフィール)	油圧式温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。	ヒートポンプ/ガス暖房併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率率(JGKAS A705)が102%以上であること。	節湯水性	JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有すること。	蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアティブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。	<p>エコ住宅設備の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽熱利用システム</td> <td>強制循環式のもので、JIS A4113:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽集熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掃除しやすい機能を有するもの以外、 掃除しやすい機能を有するもの。</td> <td>JIS A5207:2011に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「洗浄弁式排水II形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式排水II形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II形大便器」と同等以上の性能を有すること。 上記の排水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすこと。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内除菌<sup>※1</sup>する機能を備えていること。</td> </tr> <tr> <td>高断熱浴槽</td> <td>JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」は同等以上の性能を有すること。</td> </tr> <tr> <td>電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)</td> <td>JIS C9220:2020に基づき年間給湯保効率率、又は年間給湯効率率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。</td> </tr> <tr> <td>蓄熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)</td> <td>給湯機器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>蓄熱回収型石油給湯器(エコフィール)</td> <td>油圧式温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>ヒートポンプ/ガス暖房併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)</td> <td>熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率率(JGKAS A705)が102%以上であること。</td> </tr> <tr> <td>節湯水性</td> <td>JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有すること。</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアティブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。</p>	対象設備	基準	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4113:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽集熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)	掃除しやすい機能を有するもの以外、 掃除しやすい機能を有するもの。	JIS A5207:2011に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「洗浄弁式排水II形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式排水II形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II形大便器」と同等以上の性能を有すること。 上記の排水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすこと。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内除菌 <sup>※1</sup> する機能を備えていること。	高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」は同等以上の性能を有すること。	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	JIS C9220:2020に基づき年間給湯保効率率、又は年間給湯効率率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。	蓄熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	給湯機器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。	蓄熱回収型石油給湯器(エコフィール)	油圧式温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。	ヒートポンプ/ガス暖房併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率率(JGKAS A705)が102%以上であること。	節湯水性	JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有すること。	蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアティブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。
対象設備	基準																																										
太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4113に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽集熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)																																										
掃除しやすい機能を有するもの以外、 掃除しやすい機能を有するもの。	JIS A5207:2011に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「洗浄弁式排水II形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式排水II形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II形大便器」と同等以上の性能を有すること。 上記の排水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすこと。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内除菌 <sup>※1</sup> する機能を備えていること。																																										
	高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」は同等以上の性能を有すること。																																									
電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	JIS C9220に基づく年間給湯保効率率、又は年間給湯効率率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。																																										
蓄熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	給湯機器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。																																										
蓄熱回収型石油給湯器(エコフィール)	油圧式温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。																																										
ヒートポンプ/ガス暖房併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率率(JGKAS A705)が102%以上であること。																																										
節湯水性	JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有すること。																																										
蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアティブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。																																										
対象設備	基準																																										
太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4113:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽集熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)																																										
掃除しやすい機能を有するもの以外、 掃除しやすい機能を有するもの。	JIS A5207:2011に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「洗浄弁式排水II形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式排水II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式排水II形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式II形大便器」若しくは「専用洗浄弁式II形大便器」と同等以上の性能を有すること。 上記の排水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすこと。 (1)総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内除菌 <sup>※1</sup> する機能を備えていること。																																										
	高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」は同等以上の性能を有すること。																																									
電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	JIS C9220:2020に基づき年間給湯保効率率、又は年間給湯効率率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。																																										
蓄熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	給湯機器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。																																										
蓄熱回収型石油給湯器(エコフィール)	油圧式温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。																																										
ヒートポンプ/ガス暖房併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源を併用するシステムで貯湯タンクをもち、年間給湯効率率(JGKAS A705)が102%以上であること。																																										
節湯水性	JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有すること。																																										
蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアティブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電池システムであること。																																										

2022.12.16	24(23)	<p>(i)家事負担軽減設備の基準*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルトイン食器洗機</td> <td>電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、給込型であること。</td> </tr> <tr> <td>掃除しやすい、レンジフード</td> <td>次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」<sup>※1</sup>、「乾水(性)処理」<sup>※2</sup>又は「ホーロー(結露)処理」<sup>※3</sup>のいずれかの表面処理を施したものであること。</td> </tr> <tr> <td>ビルトイン自動調理対応コンロ</td> <td>JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電圧誘導加熱式調理器」のうち、給込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)メニュー別に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)メニュー別のグリル部、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、加熱機能は必須とする。</td> </tr> <tr> <td>浴室乾燥機</td> <td>電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」(換気扇)又は「ファンヒーター」及び「ファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇)との連動も可能で、室温で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。)であること。</td> </tr> <tr> <td>宅配ボックス</td> <td>次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)耐久性、保管物の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管物の腐敗、破損等の機能的な信頼性及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保管性が確保されていること。 (4)表面の質感性、部材の耐久性が確保されていること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 機能的構造により、油汚れが付着しない「部品を除去」。 ※2 ほつれ(性)処理とは、油分を吸収することで、表面に付着しない「特殊を有した表面処理をいう」。 ※3 乾水(性)処理とは、水と油を吸収することで、付着した油分を吸き上げらせて、汚れを落とす機能を有した表面処理をいう。</p>	対象設備	基準	ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、給込型であること。	掃除しやすい、レンジフード	次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」 <sup>※1</sup> 、「乾水(性)処理」 <sup>※2</sup> 又は「ホーロー(結露)処理」 <sup>※3</sup> のいずれかの表面処理を施したものであること。	ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電圧誘導加熱式調理器」のうち、給込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)メニュー別に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)メニュー別のグリル部、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、加熱機能は必須とする。	浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」(換気扇)又は「ファンヒーター」及び「ファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇)との連動も可能で、室温で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。)であること。	宅配ボックス	次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)耐久性、保管物の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管物の腐敗、破損等の機能的な信頼性及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保管性が確保されていること。 (4)表面の質感性、部材の耐久性が確保されていること。	<p>(i)家事負担軽減設備の基準*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビルトイン食器洗機</td> <td>電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、給込型であること。 次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」<sup>※1</sup>、「乾水(性)処理」<sup>※2</sup>又は「ホーロー(結露)処理」<sup>※3</sup>のいずれかの表面処理を施したものであること。</td> </tr> <tr> <td>掃除しやすい、レンジフード</td> <td>次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」<sup>※1</sup>、「乾水(性)処理」<sup>※2</sup>又は「ホーロー(結露)処理」<sup>※3</sup>のいずれかの表面処理を施したものであること。</td> </tr> <tr> <td>ビルトイン自動調理対応コンロ</td> <td>JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電圧誘導加熱式調理器」のうち、給込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)メニュー別に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)メニュー別のグリル部、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、加熱機能は必須とする。</td> </tr> <tr> <td>浴室乾燥機</td> <td>電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」(換気扇)又は「ファンヒーター」及び「ファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇)との連動も可能で、室温で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。)であること。</td> </tr> <tr> <td>宅配ボックス</td> <td>次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)耐久性、保管物の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管物の腐敗、破損等の機能的な信頼性及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保管性が確保されていること。 (4)表面の質感性、部材の耐久性が確保されていること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 機能的構造により、油汚れが付着しない「部品を除去」。 ※2 ほつれ(性)処理とは、油分を吸収することで、表面に付着しない「特殊を有した表面処理をいう」。 ※3 乾水(性)処理とは、水と油を吸収することで、付着した油分を吸き上げらせて、汚れを落とす機能を有した表面処理をいう。</p>	対象設備	基準	ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、給込型であること。 次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」 <sup>※1</sup> 、「乾水(性)処理」 <sup>※2</sup> 又は「ホーロー(結露)処理」 <sup>※3</sup> のいずれかの表面処理を施したものであること。	掃除しやすい、レンジフード	次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」 <sup>※1</sup> 、「乾水(性)処理」 <sup>※2</sup> 又は「ホーロー(結露)処理」 <sup>※3</sup> のいずれかの表面処理を施したものであること。	ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電圧誘導加熱式調理器」のうち、給込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)メニュー別に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)メニュー別のグリル部、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、加熱機能は必須とする。	浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」(換気扇)又は「ファンヒーター」及び「ファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇)との連動も可能で、室温で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。)であること。	宅配ボックス	次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)耐久性、保管物の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管物の腐敗、破損等の機能的な信頼性及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保管性が確保されていること。 (4)表面の質感性、部材の耐久性が確保されていること。
対象設備	基準																										
ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、給込型であること。																										
掃除しやすい、レンジフード	次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」 <sup>※1</sup> 、「乾水(性)処理」 <sup>※2</sup> 又は「ホーロー(結露)処理」 <sup>※3</sup> のいずれかの表面処理を施したものであること。																										
ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電圧誘導加熱式調理器」のうち、給込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)メニュー別に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)メニュー別のグリル部、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、加熱機能は必須とする。																										
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」(換気扇)又は「ファンヒーター」及び「ファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇)との連動も可能で、室温で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。)であること。																										
宅配ボックス	次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)耐久性、保管物の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管物の腐敗、破損等の機能的な信頼性及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保管性が確保されていること。 (4)表面の質感性、部材の耐久性が確保されていること。																										
対象設備	基準																										
ビルトイン食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、給込型であること。 次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」 <sup>※1</sup> 、「乾水(性)処理」 <sup>※2</sup> 又は「ホーロー(結露)処理」 <sup>※3</sup> のいずれかの表面処理を施したものであること。																										
掃除しやすい、レンジフード	次の(1)～(3)のすべてを満たすものがあること。 (1)電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 (2)レンジフードのファンが「逆回転」であること。 (3)次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①又は②の仕様構造になっていること。 a)駆動部 b)ガスフィルター c)ファン d)油受け皿 ① 工具を使用することなく、使用者が駆動可能であること、洗い掃除が可能としているもの。 ② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油汚れを除去し易くする目的で、「ほつれ(性)処理」 <sup>※1</sup> 、「乾水(性)処理」 <sup>※2</sup> 又は「ホーロー(結露)処理」 <sup>※3</sup> のいずれかの表面処理を施したものであること。																										
ビルトイン自動調理対応コンロ	JIS S2103に規定する「ガスコンロ」又は、電気用品安全法に規定する「電圧誘導加熱式調理器」のうち、給込型で(1)及び(2)の機能を有すること。 (1)メニュー別に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 (2)メニュー別のグリル部、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、加熱機能は必須とする。																										
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」(換気扇)又は「ファンヒーター」及び「ファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇)との連動も可能で、室温で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井又は壁に設置されたものに限る。)であること。																										
宅配ボックス	次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。 (1)耐久性、保管物の防水性等の機能が確保されていること。 (2)保管物の腐敗、破損等の機能的な信頼性及び安定性が確保されていること。 (3)使用時の安全性及び保管性が確保されていること。 (4)表面の質感性、部材の耐久性が確保されていること。																										
2022.12.16	24	<p>(iii)生活騒音への配慮に資する窓・ドア等の基準*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓・ドア</td> <td>既存のサッシに内容を設置して二重窓とする。JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能が「1」以上であるものに交換すること又は品目法に基づく日本住宅性能表示基準で定められた透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	基準	窓・ドア	既存のサッシに内容を設置して二重窓とする。JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能が「1」以上であるものに交換すること又は品目法に基づく日本住宅性能表示基準で定められた透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。	<p>(iii)生活騒音への配慮に資する窓・ドア等の基準*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓・ドア</td> <td>既存のサッシに内容を設置して二重窓とする。JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能が「1」以上であるものに交換すること又は品目法に基づく日本住宅性能表示基準で定められた透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	基準	窓・ドア	既存のサッシに内容を設置して二重窓とする。JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能が「1」以上であるものに交換すること又は品目法に基づく日本住宅性能表示基準で定められた透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。																
対象設備	基準																										
窓・ドア	既存のサッシに内容を設置して二重窓とする。JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能が「1」以上であるものに交換すること又は品目法に基づく日本住宅性能表示基準で定められた透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。																										
対象設備	基準																										
窓・ドア	既存のサッシに内容を設置して二重窓とする。JIS A 4706(サッシ)に規定する遮音性能が「1」以上であるものに交換すること又は品目法に基づく日本住宅性能表示基準で定められた透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。																										
2022.12.16	27(26)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衝撃緩和量</td> <td>量床が JIS A5917 に規定する「衝撃緩和型量床」と同等以上の性能を有すること。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	基準	衝撃緩和量	量床が JIS A5917 に規定する「衝撃緩和型量床」と同等以上の性能を有すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衝撃緩和量</td> <td>量床が JIS A5917:2018 に規定する「衝撃緩和型量床」と同等以上の性能を有すること。</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	基準	衝撃緩和量	量床が JIS A5917:2018 に規定する「衝撃緩和型量床」と同等以上の性能を有すること。																
対象設備	基準																										
衝撃緩和量	量床が JIS A5917 に規定する「衝撃緩和型量床」と同等以上の性能を有すること。																										
対象設備	基準																										
衝撃緩和量	量床が JIS A5917:2018 に規定する「衝撃緩和型量床」と同等以上の性能を有すること。																										
2022.12.16	29(28)	<p>出来高確認書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>確認書類</th> <th>発行機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと</td> <td>出来高確認書 (工事写真を含む)★</td> <td>建築士</td> </tr> </tbody> </table> <p>★ 本事業実施のために新たに定められたものです。</p>	確認事項	確認書類	発行機関等	・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと	出来高確認書 (工事写真を含む)★	建築士	<p>出来高確認書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認事項</th> <th>確認書類</th> <th>発行機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと ・基礎工事より後の工程の工事への着手日</td> <td>出来高確認書 (工事写真を含む)★</td> <td>建築士</td> </tr> </tbody> </table> <p>★ 本事業実施のために新たに定められたものです。</p>	確認事項	確認書類	発行機関等	・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと ・基礎工事より後の工程の工事への着手日	出来高確認書 (工事写真を含む)★	建築士												
確認事項	確認書類	発行機関等																									
・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと	出来高確認書 (工事写真を含む)★	建築士																									
確認事項	確認書類	発行機関等																									
・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと ・基礎工事より後の工程の工事への着手日	出来高確認書 (工事写真を含む)★	建築士																									
2022.12.27	1,2	<p>こどもエコすまいる支援事業の内容について (令和4年12月16日時点)</p> <p>※ 資料は令和4年12月16日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>こどもエコすまいる支援事業の内容について (令和4年12月27日時点)</p> <p>※ 資料は令和4年12月27日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>																								
2022.12.27	13	<p>3. 事業者登録 期間：令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日(予定) 今後事務局ホームページにおいて登録を受け付けます。</p>	<p>3. 事業者登録 期間：令和5年1月17日～遅くとも令和5年12月31日(予定) 今後事務局ホームページにおいて登録を受け付けます。</p>																								
2022.12.27	18	<p>VI. 問い合わせ先 今後、事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。</p> <p>こどもエコすまいる支援事業 お問合せ窓口 電話番号 03-6704-5537 ※通話料がかかります 受付時間 9:00～17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>VII. 今後の予定 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和4年12月27日～遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・事業者登録 : 令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・予約提出期間 : 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年11月30日まで)※2 ・交付申請期間 : 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)※2</p> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 お早めの申請をおすすめします。</p> <p>本資料は令和4年12月16日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>	<p>VI. 問い合わせ先 今後、事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。</p> <p>こどもエコすまいる支援事業 お問合せ窓口 電話番号 0570-200-594 ※通話料がかかります(IP電話等からのご利用の場合 045-330-1340) 受付時間 9:00～17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>VII. 今後の予定 ・対象となる建材・設備の公募※1 : 令和4年12月27日～遅くとも令和5年11月30日(予定)※2 ・事業者登録 : 令和5年1月17日～遅くとも令和5年12月31日(予定)※2 ・登録事業者の公開 : 事業者登録後随時 ・予約提出期間 : 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年11月30日まで)※2 ・交付申請期間 : 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)※2</p> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 お早めの申請をおすすめします。</p> <p>本資料は令和4年12月27日時点のものです。今後修正を加えたものは国土交通省のホームページ等において公表します。</p>																								